



# 栃木県公報

令和元(2019)年  
7月30日(火)  
号 外  
第 16 号

## 目 次

### 公安委員会

○栃木県道路交通法施行細則の一部改正..... 1

## 公安委員会

### 栃木県公安委員会規則第八号

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年七月三十日

栃木県公安委員会委員長 臼 井 佳 子

### 栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

栃木県道路交通法施行細則（昭和四十七年栃木県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第四（第十条の二関係）				別表第四（第十条の二関係）			
番号	路線名	区 間		番号	路線名	区 間	
一～十五	略			一～十五	略		
十五の二	一般国道二百九十三号	鹿沼市榆木町二百八十五番二から同市 亀和田町二百九十三番二まで		十五の二	一般国道二百九十三号	鹿沼市榆木町二百八十五番二から鹿沼市亀和田町二百九十三番二まで	
十五の三～十七	略			十五の三～十七	略		
十八	一般国道四百号	大田原市中央一丁目二番地先 から那須塩原市太夫塚六丁目二百三十二番八十九まで		十八	一般国道四百号	大田原市美原一丁目三千五百四十二番五から那須塩原市太夫塚六丁目二百三十二番八十九まで	
十八の二～二十	略			十八の二～二十	略		
二十の二	一般国道四百八号	真岡市亀山三百五十番三十八から同市 下籠谷四千三百五十五番三まで		二十の二	一般国道四百八号	真岡市亀山三百五十番三十八から真岡市下籠谷四千三百五十五番三まで	
二十の三	一般国道四百八号	真岡市下籠谷四千五百二十七番四から同市 下籠谷四千七百三十番一まで		二十の三	一般国道四百八号	真岡市下籠谷四千五百二十七番四から真岡市下籠谷四千七百三十番一まで	

二十の四	一般国道四百八号	真岡市下籠谷四千八百九十六番一から同市下籠谷四千八百八十九番一まで
二十一～四十の二略		
四十の三	県道宇都宮真岡線	真岡市下籠谷千六百六十一番一から同市荒町二丁目十五番二十一まで
四十一～四十七略		
四十八	県道羽生田上溝生線	下都賀郡壬生町あけぼの町十七番四十五から下野市下古山二千三百二十八番二まで
四十九～六十三の三略		
六十三の四	県道井頭公園線	真岡市下籠谷四千七百三十二番一から同市下籠谷四千七百五十七番一まで
六十四～六十五略		
六十五の二	県道壬生イシター線	下都賀郡壬生町あけぼの町十七番四十五から同郡壬生町国谷二百四十四番一まで
六十五の三略		
六十六・六十六の二略		
六十七	市道(宇都宮市)二十一号線	宇都宮市今泉町三千六番八地先から同市平出工業団地三十一番五地先まで
六十七の二略		
六十七の三	市道(宇都宮市)三百十二号線	宇都宮市平出工業団地二十五番二地先から同市平出工業団地二十六番五地先まで
六十七の四	市道(宇都宮市)三百	宇都宮市平出工業団地三十八番三十二地先から同
二十の四	一般国道四百八号	真岡市下籠谷四千八百九十六番一から真岡市下籠谷四千八百八十九番一まで
二十一～四十の二略		
四十の三	県道宇都宮真岡線	真岡市下籠谷千六百六十一番一から真岡市荒町二丁目十五番二十一まで
四十一～四十七略		
四十八	県道羽生田上溝生線	下都賀郡壬生町おもちゃのまち三丁目二千三百四十八番四から下野市下古山二千三百二十八番二まで
四十九～六十三の三略		
六十三の四	県道井頭公園線	真岡市下籠谷四千七百三十二番一から真岡市下籠谷四千七百五十七番一まで
六十四～六十五略		
六十五の二略		
六十六・六十六の二略		
六十七	市道(宇都宮市)二十一号線	宇都宮市今泉町三千六番八地先から同市平出工業団地三十二番四地先まで
六十七の二略		

	十八号線	市平出工業団地三十八番一 地先まで
六十七の五 略		
六十七 の六	市道(宇都 宮市)九百 二十号線	宇都宮市平出工業団地四 十番五地先から同市平出 工業団地四十番九地先ま で
六十八 略		
六十八 の二	市道(宇都 宮市)千百 七十五号線	宇都宮市平出工業団地四 十三番一地先から同市 峰四丁目三千五十五番 七地先まで
六十八の三～六十九の五 略		
六十九 の六	市道(宇都 宮市)千五 百五号線	宇都宮市平出工業団地七 番五地先から同市平出工 業団地七番十四地先まで
六十九 の七	市道(宇都 宮市)千五 百八号線	宇都宮市平出工業団地十 番五地先から同市平出工 業団地九番十地先まで
六十九 の八	市道(宇都 宮市)千五 百十二号線	宇都宮市平出工業団地十 六番五地先から同市平出 工業団地十七番六地先ま で
六十九 の九	市道(宇都 宮市)千五 百十三号線	宇都宮市平出工業団地二 十番四地先から同市平出 工業団地十九番五地先ま で
六十九 の十	市道(宇都 宮市)千五 百十四号線	宇都宮市平出工業団地二 十一番一地先から同市平 出工業団地二十一番五地 先まで
六十九 の十一	市道(宇都 宮市)千五 百十七号線	宇都宮市平出工業団地三 十七番一地先から同市平 出工業団地三十六番十二 地先まで
六十九 の十二	市道(宇都 宮市)千五 百十八号線	宇都宮市平出工業団地四 十四番一地先から同市平 出工業団地四十四番十四
六十七の三 略		
六十八 略		
六十八 の二	市道(宇都 宮市)千百 七十五号線	宇都宮市平出工業団地四 十三番一地先から宇都宮 市峰四丁目三千五十五番 七地先まで
六十八の三～六十九の五 略		

		地先まで
六十九 の十三	市道（宇都宮市）千五百十九号線	宇都宮市平出工業団地四十五番八地先から同市平出工業団地四十五番七地先まで
七十～七十の三 略		
七十の四	市道（宇都宮市）五千百五十九号線	宇都宮市インターパーク五丁目一番一地先から同市インターパーク六丁目二番五地先まで
七十の五	市道（宇都宮市）五千四百七十四号線	宇都宮市インターパーク三丁目一番二地先から同市インターパーク一丁目五番二地先まで
七十の六～七十の八 略		
七十一～八十四の三 略		
八十五	町道（壬生町）二二二百七十九号線	下都賀郡壬生町おもちゃのまち一丁目三千三百八十二番二二二から同町おもちゃのまち二丁目三千二百八十六番十一まで
八十五の二 略		
八十五の三	町道（壬生町）二二二百八十六号線	下都賀郡壬生町おもちゃのまち四丁目三千二百六十九番六から同町おもちゃのまち五丁目三千三百二十八番十まで
八十五の四	町道（壬生町）二二三百五号線	下都賀郡壬生町おもちゃのまち四丁目三千二百九十三番五から同町おもちゃのまち四丁目三千三百一十二番三まで
八十六～九十五 略		
六十九の六	市道（宇都宮市）千五百十九号線	宇都宮市平出工業団地四十五番八地先から宇都宮市平出工業団地四十五番七地先まで
七十～七十の三 略		
七十の四～七十の六 略		
七十一～八十四の三 略		
八十五 略		
八十六～九十五 略		

附 則

りの規則は、令和元年七月三十一日から施行する。